

社会福祉法人百萬遍ともいき会 役員等報酬支給基準

(最近改正 令和元年 6 月 19 日)

(目的)

第 1 この基準は、社会福祉法人百萬遍ともいき会（以下「本法人」という）の定款第 8 条および第 21 条に定める評議員ならびに理事および監事への報酬の支給について定める。

(支給の基準)

第 2 定款に定める報酬は、次の場合に支給する。
2 評議員ならびに理事および監事が、評議員会および理事会への出席を行ったとき。
3 園の運営上の必要により、理事長が業務を依頼したとき。

(支給額)

第 3 第 2 の 2 および 3 に定めた出席および業務の 1 回（1 日以内に継続して行う時は 1 回として扱う）につき 5,000 円（源泉徴収後額）を支給する。
2 第 2 の 2 および 3 に定めた項目以外で、報酬を支給することが必要と判断された事例についての支給の可否、および第 3 の 1 に定めた報酬額を越えて支給することが適当と判断される場合の報酬額は、評議員会で個別に決定する。
3 第 2 の 2 および 3 の業務のために、居住地または本務地から 2 キロメートルを超えて移動する場合には、公共交通機関の運賃相当額を交通費として支給する。

(準用)

第 4 評議員選任・解任委員会委員が理事長の依頼によって業務を行う場合にも、本基準を準用する。

(改正)

第 5 この基準の改正は評議員会がおこなう。

付則

1 この基準は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。
2 この基準は、令和元年 6 月 19 日に一部改正し、令和元年 3 月 20 日開催の第 34 回理事会の報酬から遡及して適用する。